

平成 27 年度指定管理者監査（継続更新分）結果報告書

1 実施年月日 平成 27 年 10 月 19 日(月)

2 監査対象

所 管 課	対 象 施 設
区 民 文 化 部 文化・国際交流課	成増アートギャラリー
健 康 生 き が い 部 長 寿 社 会 推 進 課	志村ふれあい館、シニア学習プラザ
教 育 委 員 会 事 務 局 中 央 図 書 館	赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館

3 実施場所 監査委員室

4 監査の範囲 平成 26 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務

5 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 27 年度指定管理者監査(区営住宅及び改良住宅)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 12 月 21 日(月)	【指定管理者】 株式会社 東急コミュニティー 【所管課】 都市整備部住宅政策課

2 実施場所

監査委員室及び施設

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 26 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成 26 年度区営住宅及び改良住宅の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

① 施設管理業務の実施状況

② 施設の利用状況

③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。

② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

6 指導事項

協定書に基づいた適正な履行確認を行うべきもの

区営住宅及び改良住宅（以下、「区営住宅等」という。）の指定管理者は、東京都板橋区営住宅等及び改良住宅施設の管理運営に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）第17条に規定する事業計画書により、管理業務に要する経費を区に提出し承諾を得た上で管理業務を行うこととなっている。

また、基本協定書第9条及び東京都板橋区営住宅等及び改良住宅施設の管理運営に関する年度協定書（以下、「年度協定書」という。）第5条で管理業務経費の額、清算を伴う経費及び清算方法等を定めている。

区は、平成26年度の管理業務経費として207,024,753円を支出している。このうち191,906,297円を清算を伴う経費としており、年度終了後の平成27年5月15日に指定管理者から提出された事業報告書に基づき、416,556円の追加支出による清算を行った。

指定管理者の帳簿等関係書類を確認したところ、以下の問題点が判明した。

清算を伴う経費のうち2件の一般修繕工事について、1枚の支出伝票に対し帳簿には二重に計上され、区に提出した事業報告書の内容及び清算も二重に計上された額に基づいていた。

指定管理者に再調査を促した結果、一般修繕工事等において誤記載があり、過大な金額で報告していたことが判明し、合計で69,841円の返還額が生じた。また、清算を要しない経費についても、事業報告書の決算額が事業計画書の予算額と同一の額で報告を行っていた。

以上の不適切な事務処理について区営住宅等の所管課である住宅政策課は、把握していなかった。

住宅政策課は、指定管理者に対して、収支状況を明確に把握するために、必要な調査及び指導等を行い、基本協定書及び年度協定書に基づいた適正な履行確認を行うように努められたい。

(住宅政策課)